

記載例

(差押債権目録—ゆうちょ銀行用)

- ※ この差押債権目録は、日本郵政公社民営化以前の「通常郵便貯金」、「通常貯蓄貯金」（日本郵政公社民営化に伴い、ゆうちょ銀行に承継されました。）及び民営化後に預け入れられた下記3記載の貯金を差し押さえる場合に使用してください。
- ※ この他にも、日本郵政公社民営化に伴い、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が扱うこととなった郵便貯金等もありますのでご注意ください（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構用の差押債権目録もご覧ください。）。

差 押 債 権 目 録

金 759,924 円

※ 請求債権目録記載の合計を記載してください。

※ 下記貯金事務センターについては、どの貯金事務センターの扱いによるものかを特定する必要があります。例えば、中国地方であれば、「広島貯金事務センター」の扱い（管轄）になります。

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権（〇〇貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金

- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。